

三木町耐震改修促進計画  
(第三次計画)

令和4年4月

三木町

## 目 次

第1章	基本的事項	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の目的	2
4	計画の対象期間	2
5	耐震化を図る建築物	3
6	用語の定義	3
7	本計画とSDGs	4
第2章	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1	概要	5
2	町有施設における耐震化の現状	6
3	町有施設の耐震化に関する事項について	7
4	住宅の耐震化の現状と目標設定	8
5	多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の現状	9
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
1	概要	12
2	役割分担	12
3	地震発生時に通行を確保すべき道路	15
4	耐震診断・耐震改修に関わる基本的な取り組み方針	15
第4章	建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及	
1	概要	17
2	啓発等の内容	17

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられました。

これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めたことから、本町では、平成20年10月に「三木町耐震改修促進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、平成27年度までに町の所有する施設の耐震化率の目標を定め、町有施設の耐震化に向けた各種施策に取り組み、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%に定められたことなどを踏まえ、後継計画として「三木町耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けました。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まりました。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本町でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、

令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動(在宅避難や分散避難)が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっています。

今般、第二次計画が令和4年3月をもって計画期間が終了したことにより、第二次計画における取組みの成果や課題等を検証し、国の基本方針の改正内容を踏まえ、香川県地域防災計画や三木町地域防災計画との整合を図り、後継計画として「三木町耐震改修促進計画(第三次計画)」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「三木町地域防災計画」を上位計画として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、三木町における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

なお、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策については、香川県が策定した「香川県耐震改修促進計画(第三次計画)」に基づき、本町における具体的な取組みを計画しています。

## 3 計画の目的

国の基本方針では、東海地震や東南海地震及び東南海・南海地震の死者数を半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成17年時点の75%から平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標に掲げていましたが、平成30年12月21日付け国土交通省告示第1381号により、令和2年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定し、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することが目標とされました。

今回、令和3年12月21日付け国土交通省告示第1537号により、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)における目標を踏まえ、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする基本方針の改正内容を示しました。

第三次計画は、第二次計画に引き続き、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害

害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。

#### 4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、令和8年度以降の計画を策定するまでの間は、この計画の期間を延長するものとします。

#### 5 耐震化を図る建築物

県の計画では、多数の者が利用する一定規模以上の建築物（階数が3かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの等）についても、特に耐震化を図るべき建築物の対象としていますが、県の調査によると、本町では対象となる建築物で、昭和56年5月以前に建築され、かつ耐震性を有していないままの建築物がなかったため、本町においては、特に耐震化を重点的に行う建築物として、建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐震関係規定に適合していない建築物で、町の所有する施設及び民間住宅を対象とします。

なかでも、耐震改修促進法の趣旨に基づき、建築基準法の耐震関係規定が大幅に改正された昭和56年5月31日以前に建築された建築物については強度に不足のおそれが高いため、特に重点的に改修の促進を図ります。

#### 6 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町村、特別区、都道府県の長のこと。本町においては、香川県知事をいう。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。

耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。

## 7 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

## 第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 概要

想定される地震の規模、被害の状況

地震被害想定調査では、次に掲げる地震が想定されています。

- 南海トラフを震源域とする地震
- 長尾断層を震源域とする地震
- 中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震

この中で、長尾断層及び中央構造線を震源域とする地震は発生する可能性が低いとされており、南海トラフを震源域とする地震については高いとされています。

この南海トラフを震源が、火気使用率の高い冬季の夕刻に発生した場合の被害は以下のように想定されております。

三木町の南海地震による想定被害状況

想定地震 想定項目	南海トラフ M8.4
震 度	5弱～6強
建物被害 全壊	160
建物被害 半壊	70
火災 出火（棟）	0
火災 焼失（棟） 発災後3時間までの出火によるシュミレーション	0
人的被害 死者（人）	10
人的被害 負傷者（人）	20
人的被害 罹災者（人）	166
人的被害 避難者（人）	50

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（平成26年6月）

※ 南海トラフ：和歌山県から高知県沖合いにあるフィリピン海プレートが西南日本の板にもぐりこんでいるプレート境界

## 2 町有施設における耐震化の現状

本町の町有施設耐震化の状況は下表のとおりです。(令和4年3月1日現在)

区 分	全施設数	全棟数	昭和56 年以前 建築の棟数	うち耐震化済 又は耐震性を 有している棟数	耐震率 %
小 学 校	4	20	16	16	100.0
中 学 校	1	8	3	3	100.0
幼 稚 園	6	6	1	0	83.3
その他子育て支援施設	4	4	0	0	100.0
公 民 館	4	4	1	0	75.0
その他文化系施設	9	9	1	1	100.0
スポーツ・レクリエーション施設	5	5	1	1	100.0
保 健 ・ 福 祉 施 設	6	6	0	0	100.0
産業系・供給処理施設	2	2	0	0	100.0
庁 舎	3	3	0	0	100.0
消 防 署	1	2	1	1	100.0
その他行政系施設	4	4	0	0	100.0
公 営 住 宅 等	11	85	66	0	24.7
そ の 他	4	7	2	1	85.7
合 計	64	165	92	22	57.6



### 3 町有施設の耐震化に関する事項について

#### (1) 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震等の大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進します。

##### ①災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設

- ・災害本部設置庁舎
- ・出張所等

##### ②避難場所に指定されている施設

- ・体育館、公民館等

##### ③救護施設

- ・病院、診療所、保健センター等

##### ④要援護者施設

- ・社会福祉施設等

##### ⑤その他

- ・消防署等

#### (2) 耐震化に努める建築物

##### ①特定既存耐震不適格建築物（法第14条各号に規定する建築物）

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされています。本章5の「多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の現状」を念頭に置き、法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとします。

##### ②その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとします。

#### 4 住宅の耐震化の現状と目標設定

平成30年に全国で実施された住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、三木町内の住宅総数が約1万500戸あり、建設年代別に見ると、そのうち旧耐震基準で建てられたと思われる昭和56年以前の住宅が約2,700戸あるとされています。国の推計方法で求めた県全体の数値に準じると、約2,700戸のうち約1,100戸は耐震性を有していると考えられることから、町内住宅のうち耐震化率は約84.8%と推計しました。

住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、発生後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き、積極的に耐震化を促進します。

住宅の耐震化率の目標については、香川県耐震改修促進計画（第三次計画）の目標が令和7年度末までに91%以上であることから、本計画でも令和8年度末までに91%以上となることとします。

耐震化率の現状と目標

区 分	現状の耐震化率	耐震化率の目標 (令和8年度末)
住 宅	84.8%	91.0%

5 多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の現状

法第14条では、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

また、同条第1項に定めるもののうち、多数の者が利用するもの（同施行令第6条第2項の規定に基づき、階数が3かつ床面積の合計が1,000㎡以上のものに限る。）は、大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、より一層の耐震化が必要とされています。

多数の者が利用する建築物のうち、特に耐震化を促進すべき建築物の具体的な用途、規模については、下表に定めるとおりです。

多数の者が利用する建築物のうち特に耐震化を促進すべきもの

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)		階数3以上 及び1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校（幼稚園は除く）	階数3以上 及び1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上 及び1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上 及び1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上 及び500㎡以上
病院、診療所		階数3以上 及び1,000㎡以上
公営住宅、改良住宅等		
ホテル、旅館		階数3以上 及び1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館		
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		

本章2で示した町有施設のうち、多数の者が利用する建築物に該当する施設についての耐震化の状況は下表のとおりです。

町有施設のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (令和2年11月30日現在)

区 分	全施設数	全棟数	昭和56年 以前 建築の棟数	うち耐震化済 又は耐震性を 有している棟数	耐震率 %
小 学 校	4	10	10	10	100.0
中 学 校	1	5	3	3	100.0
そ の 他 文 化 系 施 設	2	2	0	0	100.0
ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設	1	1	0	0	100.0
産 業 系 ・ 供 給 処 理 施 設	1	1	0	0	100.0
庁 舎	2	2	0	0	100.0
消 防 署	0	0	0	0	100.0
そ の 他 行 政 系 施 設	0	0	0	0	100.0
合 計	10	21	13	13	100.0

また、町有施設ではない建築物で、多数の者が利用する建築物に該当する施設の耐震化の状況は、下表のとおりです。

町有施設以外で多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（令和2年11月30日現在）

区 分 項 目	全施設数	全棟数	昭和56年 以前 建築の棟数	うち耐震化済 又は耐震性を 有している棟数	耐震率 %
民 間 保 育 所	3	3	1	1	100.0
学 校 施 設 ( 高 校 ・ 大 学 )	2	19	9	9	100.0
病 院 施 設	4	7	2	2	100.0
老人ホーム等福祉施設	4	5	1	1	100.0
庁 舎 ( 警 察 署 庁 舎 )	1	1	1	1	100.0
ホテル等宿泊施設	1	1	0	0	100.0
合 計	16	36	14	14	100.0

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 1 概要

##### 基本的な取り組み方針

行政は、地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮し役割分担を行い、防災上重要な建築物の耐震性の向上に努めます。

#### 2 役割分担

町は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進します。また、添付の香川縣市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに定める取り組みにより耐震化の推進を図ります。

香川県、町、建築関係団体および建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

##### (1) 県の役割

###### ①香川県耐震改修促進計画の策定

- ◇県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇施策等の進捗状況の検証及び分析結果の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ◇市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇特定既存耐震不適合建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ◇「香川縣市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDC A監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

###### ②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁

への報告の義務付け、結果の公表

- ◇コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ◇窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）  
落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ◇大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り  
天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200 m<sup>2</sup>を  
超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2 kg/m<sup>2</sup>を超えるも  
の。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ◇建築設備の耐震対策の指導
- ◇家具の転倒防止対策の啓発
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ◇法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ◇法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ◇建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ◇耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意  
識の向上を図る県民向けの講習会の開催

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・  
耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及
- ◇「低コスト工法」の普及啓発
- ◇市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識  
の普及・啓発
- ◇市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ◇市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ◇建築関係団体が行う施策への協力
- ◇耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

(2) 町の役割

①町耐震改修促進計画の策定

- ◇住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の

耐震化の促進をするための計画の策定

- ◇その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ◇町の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ◇支援制度の創設の検討
- ◇「アクションプログラム」の策定とP D C Aの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への補助
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁）
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ◇家具の転倒防止対策の促進
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（所管行政庁）
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁）
- ◇建築基準法第10条に基づく勧告等（所管行政庁）

③普及、啓発等

- ◇耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇自治会組織を活用しての耐震化の啓発

④県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ◇大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ◇火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ◇地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ◇自治会との連携及び相互協力

(3) 建築関係団体の役割

①耐震診断、耐震改修の促進

- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力



◇家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

◇相談窓口の設置及び運営

◇耐震化に関するパンフレット等の配布

◇耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

◇耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上

◇耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

①耐震診断、耐震改修等の実施

◇住宅・建築物の耐震診断

◇耐震診断の結果に応じた耐震改修

◇総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策

◇建築設備の耐震対策

◇地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

3 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路は、香川県耐震改修促進計画において定められた道路とします。

地元建設業者と災害時防災協定を締結している建設業者等の応急措置等の協力を得て確保します。

4 耐震診断・耐震改修に関わる基本的な取り組み方針

(1) 自ら所有または管理する住宅等に対する支援の方針

町は、自ら所有または管理する住宅等の耐震化の事業に対し、次のような支援を行います。

① 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導

② 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとします。

・地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、次のとおりとします。

- ① 住宅
- ② 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ③ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ④ 災害時に救護施設となる病院
- ⑤ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑦ 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとします。

- ① 香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうち町内の道路（緊急輸送道路）
- ② 避難路（三木町地域防災計画に定める避難路）

(5) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題であることを意識して取り組むことが不可欠です。

このため、県及び町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決します。

## 第4章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

### 1 概要

より多くの町民が地震の危険性や耐震化に関する知識を学習できるよう、パンフレット等を作成し広く一般に配布するほか、学校等を通じて子どもたちに学習機会の提供を検討し、町の主催する防災訓練の際にも啓発に努めます。

また、室内の安全性確保も重要であることから、家具の転倒防止策について防災行政無線を利用した防災ラジオを通じて啓発をおこないます。

さらに、地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成を推進するため、出前講座等、地域コミュニティと連動・連携した防災の取組みをおこないます。

### 2 啓発等の内容

#### ① コンクリートブロック塀の倒壊防止対策

これまで、宮城県沖地震（昭和53年6月）、熊本地震（平成28年4月）や大阪府北部地震（平成30年6月）において、コンクリートブロック塀などの倒壊によって多くの死傷者がでました。

このため、特に緊急輸送路、避難路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について重点的に安全対策を講じる必要があります。

町では、自主防災組織の方に、危険なブロック塀の存在の確認をお願いし、認識をして頂けるようなセミナーなどを通じて啓発を行うとともに、特に老朽が激しい等危険なブロック塀等の所有者に対して、必要な措置が講じられるためにも、早めの対策や日頃の点検の重要性を啓発していきます。

#### ② 屋根ふき材等の落下防止対策

地震の影響により、窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば死傷者の発生や、がれきによる避難・誘導活動への支障が引き起こされることになります。

このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を町民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図ります。

#### ③ 家具の転倒防止策の推進

近年の地震では、建物倒壊やブロック塀の倒壊による被害だけでなく、室内での揺れによる箆箆等の転倒や落下物による負傷が多くみられます。負傷予防の観点から室内への地震対策をすすめることが重要と考えています。箆箆等大型の家具を固定する金具や転倒防止グッズの案内をパンフレットやホームページで情報提供を行い、町民への周知・啓発を行います。

#### ④ パンフレット等の配布、学習機会の提供

耐震改修を進めることは、自身の安全性の向上のみならず、周辺の防災力の向上のためにも不可欠です。より多くの町民に地震の危険性や耐震性についての正確な知識や情報を提供できるよう、耐震化に関するパンフレット等を作成し広く一般に配布することを検討します。

また、小中学校等を通じて、地震の危険性や地域防災の重要性を学習できる機会の提供を検討します。

さらに、町の主催する総合防災訓練において耐震診断・耐震改修に関するブースを設けるなど普及に努力します。

#### ⑤ コミュニティとの連携・取組支援

地域防災力の向上について不可欠ともいえる自主防災組織の結成・育成を推進し、地域の組織を対象とした耐震診断・耐震改修に関する啓発をセミナー等により推進します。